

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和4年度 第1回相模原市子どものいじめに関する審議会		
事務局 (担当課)	学校教育課 電話042-704-8916 (直通)		
開催日時	令和4年7月6日(水) 9時00分～10時30分		
開催場所	相模原市役所本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	7人(学校教育部長、学校教育課長、外5人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	<p>(1) 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書 令和3年度報告について</p> <p>(2) 令和4年度相模原市いじめ防止等のための基本施策掲載 事業等一覧について</p> <p>(3) その他(令和4年度のスケジュールについて) 情報提供</p>		

議 事 の 要 旨

(1) 会長及び副会長の選出について

会長及び副会長選出について、委員の互選により、高橋委員が会長に、岡田委員が副会長に選出された。

(2) 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書 令和3年度報告について

事務局より、「実施状況報告書（資料2-1、2-2）」について資料に沿って説明を行い、委員に意見を伺った。

(橋本委員) 「P6-(1)-7 スクールソーシャルワーカーの配置」について、学校規模に応じた配置とは、具体的にどのように配置されているのか。

(事務局) 市内36の中学校に対し、現在12名のスクールソーシャルワーカーが、1人2つの中学校区を担当している。残りの12の中学校区に対しては、青少年相談センターに勤務している社会福祉主事がスクールソーシャルワーカーの役割を兼務しており、各中学校区にスクールソーシャルワーカーが配置されている状況である。

(大澤委員) 「P16-(6)-2 人権福祉活動展の実施」について、展示会場が2か所記載されているが、2か所だけの実施だったのか。啓発活動であれば、もっと展示場所を増やすべきではないか。

(事務局) 令和3年度については、展示箇所は2か所であった。今年度は、展示場所や展示方法を見直し、各区でそれぞれ展示をする等検討していく。

(宮崎委員) 「P6-(1)-6 家庭教育に関する関係機関・関係団体等との会議、行事への参加」について、いじめ強化月間を5月と11月に実施している理由は何か。

(事務局) 5月については、新学年を迎えた後、ゴールデンウィークが明け、子ども同士の関係性が少しずつできてくる時期と捉え、子ども同士の関係づくりをより深めていくことを目的として設定している。

11月については、子どもの人権に関わることを所管している、子ども・若者支援課と連携し、12月の人権週間に向けた取組としてこの時期に設定している。

(曾我委員) 「P4-(4) 問題行動等調査の分析」について、いじめ発見のきっかけとして、全国的にはアンケート調査による発見が50%以上である中、本市の調査では、「本人による訴え」が顕著に多いという

結果は、学校現場の先生方の努力の成果である共に、本市のいじめ防止等のための施策の成果であると評価できるものである。今後も継続してもらいたい。

「P 1 3 - (4) - 6 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知と活用」について、手引きの活用率が、小学校で65.7%、中学校で37.1%となっている。発達障害を持つ子どもへの理解が重要な中、手引きの活用率が低い状況である。どのクラスも一定数発達に課題があると考えられる子どもはいると言われている。子どもの特性を理解したうえで、対応していくことが大事である。

是非、本手引きを先生方に活用していただき、子どもの特性の理解に努めてもらいたい。

(事務局) 問題行動等調査の結果については、「いじめ発見のきっかけ」について、アンケートによる発見が全国的に多い。本市においては、「本人による訴え」が経年で多い傾向があり、全国の指定都市の中でも高い値である。これは、日頃から学校の先生方がアンテナを高く張り、子どもの変化に気付いたり、子どもとの日常的な関わりを大切にしていることによるものと捉えている。また、捉えたいじめの疑いについて、適切かつ迅速に対応ができるよう、生徒指導主任会や児童支援会議担当者会等で周知していく。

発達障害のある子どもの理解や対応については、本市の課題であると捉えている。手引については、担当している先生方については活用しているが、一般の先生方の活用率が低いのが課題である。担任の先生方にも活用してもらいたいと考えている。支援教育の観点からも広く周知し、活用を広めていきたいと考えている。

(高橋会長) 「いじめ発見のきっかけ」において、「本人の訴え」や、「保護者から訴え」が高い値であることは、非常に大事なことである。本市の施策がより進んでいる成果であると捉えられる。子ども自身が、自分たちの課題を自分たちで解決に向けて行動できることが大事である。周りの子どもたちも、いじめを見つけていじめと言えることが大事であり、「自分としてはこう思う」という意見を言える子どもを増やしていければと考える。このことについては、答申に盛り込んでいただきたい。

「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」については、一般の先生方に浸透していない。また、児童生徒の中にはボーダーの子どももいる。一般の先生方も発達の特徴について認識するよう、答申に盛り込んで欲しい。

(宮崎委員) いじめの認知件数が減少しているとのことだが、加害児童生徒の人数を把握しているのか。校長の立場から意見を伺いたい。

(事務局) 問題行動等調査においては、被害児童生徒の実人数で集計している。

(宮崎委員) 学校数や学校規模、子どもの人数等様々であるが、いじめが0ということはあるのか。

(古屋委員) いじめの定義は、被害を訴えたらいじめの疑いがあると捉えるべきである。いじめが0というのはありえないと捉えている。学校現場の現状としては、子ども同士のやわらかい言葉が飛び交っているという状況である。その雰囲気醸成していくことが必要であると捉えている。また、先生方が子どもたちに指導をする際、声を荒げるような指導はほとんどない。どうしてそうなったのか、これからどうしていくのかを考えさせる指導をしている。子どもと一緒に考えるスタンスを大事にしている。保護者にも、子どもと一緒に考えた経過を伝えている。さらに、指導主事による学校訪問や研修を通じて、子どもとの接し方等について先生方に良い影響をもらっている。

(宮崎委員) 不登校はどれぐらいいるのか。

(古屋委員) 人数はお答えできない。少なくはないと捉えている。別室で対応したり、タブレットを活用して、他の子どもとの繋がりを作っている。タブレットの画面を通じて、手を振ったり、関わりを持つ機会を持っている状況はある。

(宮崎委員) いじめの加害者が、学校に登校しているのに、被害者が休むような状況があることについて、以前から不思議に感じていた。逆ではないのか。

(古屋委員) 加害者に対しては、毅然とした対応を取っている。反省の様子を確認する機会を必ず作る。被害者が安心できる環境を徹底して作るようにしている。

(宮崎委員) 加害者に対して、出席停止等ができるものなのか。

(古屋委員) それは、別の考え方であり、加害者への指導や支援が必要と考える。

(宮崎委員) もちろん加害者にも将来があるということは分かるが、違和感を覚える。

(高橋会長) いじめの加害者はいじめをしているという感覚が無い場合がある。加害者は傷付けていると思っていないこともある。いじめへの指導に関しては、「あなたはそう思っている、相手はそうは思っていない」ということを伝えていく必要がある。自分の行為に対し、

相手がどう思っているかを考えさせていくことが大切である。刑事事件とは大きな違いがあり、教育的には、学習権全体をやめろとは言えない。子どもは直るという可能性がある。

(小泉委員) いじめが0件ということはないと考える。学校の中で、自己肯定感を高めていく場を作ったり、他者への思いやりを持てるようになるようにしていく必要がある。小学校低学年は難しいが、異学年交流等を通じて、相手がどう思っているかを考えさせる取組をしていくことが、いじめの未然防止に繋がっていると捉えている。

(大澤委員) メディアからの情報ではあるが、ヨーロッパの国でいじめを目にした子が、先生に「あの子いじめている、あの子病んでいる」と伝えていた。日本では、他者との違いを指摘してしまい、未だにいじめられている子が変という考えが残っているように感じる。いじめている側がおかしいんだということを子どもたちが考えることが大切である。

(岡田委員) 「P15-(5)-2情報モラルハンドブック」について、改訂するとのことであるが、いじめの未然防止に向け、十分な対策をお願いしたい。

(事務局) SNSを使ったトラブルが急増しているわけではないが、一定数あることは確かである。ライン等見えづらい部分があり、把握しきれないものもあると捉えている。教育センターと連携しながら、ネットパトロールだより等で保護者にも周知していく。

(宮崎委員) タブレット内のアプリを親機等で管理することできるのか。

(事務局) タブレットを活用している中で、どういうトラブルがあるのか等、問題点を把握していきたい。

(古屋委員) タブレットの活用については、管理者がおり、子ども同士で繋がることを止める処理はできる。ただ、これはだめだという指導ではなく、子ども達に情報モラルとして何が必要か、気をつけることは何かを考えさせ、指導してから使うようにしている。

(宮崎委員) 子どもは知識と経験が少ないため、事前に指導していくことは必要である。

(岡田委員) 実施状況報告書にあるように、いじめの防止等に対し、60の施策があるが、これらの内容についてまとめられるのは相当な労力を要するのではないか。今後、報告書としてまとめていくには工夫が必要ではないか。国が示す「いじめ防止等のための対策」の目的は、未然防止、早期発見、対処の3つである。この3つについて簡潔に整理してはどうか。

後ほど、情報提供があるかもしれないが、生徒指導提要の改訂が進められており、その中で多様性の理解についても触れられている。多様性の理解は、お互いの違いを責めることの防止にも繋がるものである。答申に際しても、多様性への対応を踏まえたものを入れていただきたい。

(事務局) 実施状況報告書については、今年度は概要版を作成し、簡潔にまとめた。

多様性の理解については、教員向けに作成した人権指導資料集の内容にも盛り込み先生方の理解を深めていく。

(橋本委員) 「P20-(7)-児童支援専任教諭の配置」について、どのような役割を担う教員なのか。

(事務局) 小学校における、中学校の生徒指導主任に位置づく教員である。児童支援専任教諭は、原則として学級を持たず、様々な事案に対応する者として配置している。

(橋本委員) 加配として捉えていいのか。

(事務局) その通りである。

(3) 令和4年度相模原市いじめ防止等のための基本施策掲載事業等一覧について事務局より、「基本施策掲載事業等一覧(資料3)」について資料に沿って説明を行った。

(4) その他(令和4年度のスケジュールについて、情報提供)

事務局より「令和4年度審議会、ネットワーク会議の年間スケジュール(資料4)」について資料に沿って説明を行った。

また、情報提供として生徒指導提要の改訂について進捗状況や「いじめ」に関する内容について、資料に沿って説明を行った。さらに、令和3年度に発行した教員向けの人権教育指導資料集について説明と提供をした。

最後に、連絡として、第2回子どものいじめに関する審議会の開催を、令和4年8月2日(火)10時30分から、相模原市役所本館2階第1特別会議室にて開催する旨を伝えた。

令和4年度 第1回相模原市子どものいじめに関する審議会
委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高橋 勝	東京福祉大学大学院教育学研究科・教育学研究科長	会 長	出席
2	岡田 守弘	東京医療学院大学保健医療学部 リハビリテーション学科教授	副会長	出席
3	篠田 春美	相模原市立小中学校PTA連絡協 議会		出席
4	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団・常任委 員		出席
5	關山 長成	相模原人権擁護委員		欠席
6	大木 恵	相模原市自治会連合会理事		欠席
7	橋本 広明	市民公募		出席
8	宮崎 周二	市民公募		出席
9	曾我 幸央	社会福祉法人中心会 相模原南児童ホーム所長		出席
10	小泉 勇	相模原市立田名小学校長		出席
11	古屋 礼史	相模原市立大野北中学校長		出席